

医療法人きずな会
さめじまボンディングクリニック

第三者評価 結果報告書

(養子縁組民間あっせん機関 2024年度)

2024年6月4日	契約・評価開始
2025年1月29日	評価結果報告

□総評	p.1
□評価項目別	
Ⅰ. 養子縁組のあっせん・相談支援の基本方針と組織 (no.1-6)	p.3
Ⅱ. 民間あっせん機関の運営管理 (no.7-16)	p.4
Ⅲ. 適切な養子縁組のあっせん・相談支援の実施	
1. 児童の最善の利益の尊重 (no.17-33)	p.8
2. 養子縁組のあっせん及び相談支援の質の確保 (no.34-44)	p.14

継続的改善応援企業



第三者評価機関 (指定番号0102-01)

株式会社IMSジャパン

<http://www.imsjapan.info/>

本社 〒259-1137神奈川県伊勢原市笠窪449-9 TEL : 0463-94-3181 FAX : 0463-94-3251
東京事務所 〒104-0061東京都中央区銀座1-3-3 G1ビル7階 TEL : 03-5843-0903

2024年度 第三者評価結果報告書

①民間あっせん機関名

さめじまボンディングクリニック

②第三者評価実施機関名

株式会社IMSジャパン

③第三者評価の受審状況

評価実施期間 契約日(開始日)	2024年6月4日(火)
評価実施期間 評価結果報告日	2025年1月29日(水)

④総評

<特に評価が高い点>

【1】乳児の虐待死防止など、明確な基本方針があり、それに沿った支援を非営利性を重視して社会的正義感で継続しています

基本方針に沿った支援を社会的正義感で継続し、乳児の虐待死を防止して子の幸せと、実母の心のケアを大切にしています。

そのため、出産前からの支援を必要とする「特定妊婦」を支え、予期しない妊娠をした中学・高校生等が一人で悩みを抱えることがないように、電話・メール・ラインで相談できる窓口を設けて、初回の相談、診察は無料としています。これらの相談先をリーフレットやSNSで周知するほか、新聞の取材を受けたり行政向けにセミナーも行ったりしています。また、啓発活動の講座を地域の高校にて行い、「包括的性教育」出前事業の案内を各校に配布するなど、乳児の虐待防止の観点で社会にメッセージを発信しています。

基本方針である、子の幸せを願い、こども家庭庁や自治体に財政支援、他機関との連携などの提言をし、過去には国への働きかけにより、民間養子縁組あっせん事業の配置職員が改正されました。産科を抱える当院は、妊娠中から特定妊婦の気持ちに寄り添う支援に努め、出産後に子どもと分離せずに実母が自分で養育するか、養子に託すべきかを十分に悩み考えられるよう耳を傾け意見を尊重しています。継続して支援し子どもの1歳の誕生日を実母と職員で一緒に祝うなど、実母が生きる希望を見出して今後の人生を歩めるよう絆を大切にしています。

非営利性を重視してこれらの活動を熱心に継続しています。

【2】あんしん母と子の産婦人科連絡協議会(あんさん協)のネットワークを生かして広域性のある親選びを実施し、マッチングは外部の有識者を加えてさらに慎重におこなっています

養親候補者を選ぶ際は、専門的な知識及び技術に基づき、子どもの最善の利益を最大限に考慮しながら行うこととしています。自治体から里親として認定され登録していることが要件で、養親候補者との面談では、夫婦の養子縁組への足並みや体罰についての考えなど、多数の項目にて判断を行っています。養親候補者の居住地域にも配慮しており、全国のネットワークで広域性のある選択を実施しています。2013年に当院が発起人となり「あんしん母と子の産婦人科連絡協議会(あんさん協)」を立ち上げて、北海道から九州の民間あっせん機関の産婦人科5施設と、養子縁組希望者の相談に応じる産婦人科19施設でネットワークが構築されています。

また、子どもの幸せのために養親候補者と子どものマッチングは特に重要であると捉えています。これまでも二次面接の外部の視点と共に、マッチング会議では院長・保育士の事務長・社会福祉士・看護師・公認心理師・助産師などが合意のもと決定していましたが、さらに養子縁組などに詳しい外部の有識者を2名加えて、より慎重に行っています。今後も、より多角的な視点を強化していきたいと考えており、外部に働きかけています。

【3】アメリカの養子家庭でのホームステイを実現させ、子どもたちは世界中に仲間がいることを体感し、未来への希望を見出しています

特別養子縁組で育つ子どもたちに、広い視野と多様な価値観を身につけて欲しいとの思いから、子ども・若者10人でアメリカの養子家庭でのホームステイ体験8日間を今年度実現しました。“養子大国”アメリカで自信と誇りを持って育っている仲間と交流し、日本で育つ子どもたちに意識の変革を促すことを目標とし、「スターキッズプロジェクト」を計画しました。子どもたちの費用は、クラウドファンディングで募り、責任者である院長と職員が同行しました。見ず知らずの愛あるたくさんの支援に感謝し、自分には特別な使命があることに気付いて欲しいと考え、あえてクラウドファンディングに頼りました。

世界の広さや養子縁組がオープンであること、世界中に仲間がいること、英語の習得などを体感した子どもたちは、ホームステイをきっかけに進路を見つめ直して行動に移したり、後輩の助けになるための意思を強く持ったりするなど、進路の可能性や夢を広げています。同時に、子どもたちの間で、養親や実母、クラウドファンディングの支援者、プロジェクトの企画者などへの感謝の気持ちが広がっています。当院では、助ける立場の子どもに育て、子どもたちが将来の養子縁組の旗頭となると信じています。今後、「スターキッズプロジェクト」を継続できるシステムを作りたいと考えています。

<改善が求められる点>

【1】 あっせん機関として将来にわたって永く事業を継続するための財源をどうするか、現実的な計画を立てて全ての関係者を安心させる必要があるように思います

当院が行う特別養子縁組事業は医療の一環として扱っていて、実親・養親候補者いずれからも謝礼や寄付金をとらないことを旨としています。非営利性を徹底して追及している点は素晴らしく、院長の信念を貫いた、正義感あふれるあっせん機関であると強く感じます。

しかし、あっせん事業を行うにはそれなりに費用が必要で、医療の一環として取り扱うのも限界があるように思われます。あっせん事業は縁組が成立したら終わりではなく、そこから先も息の長い支援が必要で、その活動のための資金も蓄えておく必要があります。たとえ非営利事業であっても、事業にかかった人件費や諸費用を頂くことは許容されると考えますが、当院は一切の謝礼等を受け取らない方針を貫いており、その姿勢は大変崇高で感服に値します。一方で、あっせん機関として事業を継続するための財源をどうするか、現実的な計画を立てて事業の長期継続を望む全ての関係者を安心させる必要があるでしょう。

国や県に費用助成の働きかけをする一方で、企業や個人に関心を持ってもらい寄付をしてもらえるような仕組みも作っていくとよいように思われます。例えば、企業であれば、生命保険会社やベビー用品メーカー、販売業者などとタイアップすることなどが可能かもしれません。個人に対しては、ホームページやメディア等を通して呼び掛けていくとよいでしょう。それらを中長期的な計画として策定し、ホームページ等を通して積極的に公表し賛同者を増やしていくとよいように思われます。

【2】 あっせんにかかわる記録データの保管については、現在のサーバー保管に加え、複数の方法で保存することを検討するとよいでしょう

養子縁組あっせんにかかわる記録は、将来子どもが自らの出自を知るために重要な資料であり、慎重に保管・管理する必要があります。当院では、紙媒体の帳簿はキャビネットで施錠・保管し、電子媒体のデータについて院内にサーバーを設置して保管しています。

適切に保管していると言えますが、サーバーに不慮の事態が絶対に発生しないとは言い切れないところがあります。そのリスクに対応するため、できれば複数の方法で保存するのが理想的です。近年はクラウドシステムの信頼性が高くなっていて、これを利用するのにも一考と考えます。セキュリティ面など信頼できるサービスを吟味し、データの保管先を増やすことを検討するとよいでしょう。

【3】 職員が何年目でどのような能力を身に付け、そのためにどのように育成していくか、人材育成の指針を整備し、実践していくとよいでしょう

あっせん事業を担う人材の育成については、外部研修に参加する機会を職員個々の状況に合わせて適宜つくっています。機関として積極的に研修に参加するよう促しています。しかし、実際の現場における実務能力を身に付けるには外部研修だけでは不十分で、内部における育成の体制の構築が重要と考えます。

例えば、経験年数等を基に、何年目職員はどのような能力を身に付ける必要があり、そのためにどのような方法で育成していくか、人材育成の指針を整備するとよいでしょう。1～2年目の職員向けには、OJTチェックリスト等を整備し、OJTによる指導体制をつくる必要があるでしょう。それ以降の職員については、個々の状況に合わせて個別の育成計画を立て、指導するとよいかもしれません。また、それぞれの職員が抱えるさまざまな案件に応じた指導として、スーパーバイザーを受けられる体制をつくることも検討すべきと考えます。スーパーバイザーには、内部に適任者がいなければ、外部の専門家に委託して定期的に指導を受けられるようにするとよいでしょう。

<p>評価項目 / 評価の着眼点</p> <p>【評価ランク】 a: 評価項目の事項が適切に実施されている。 b: 評価項目の事項は実施されているが、十分ではない。 c: 評価項目の事項が実施されていない、または確認できない。</p>	<p>評価ランク</p>	<p>評価の理由</p> <p>※評価の理由を記入</p>	<p>特に評価が高い点</p> <p>※良い取組み事例等がある場合には、具体的に記入</p>	<p>改善が求められる点</p> <p>※改善が必要だと思う事項及びその改善方法に関する提案等を具体的に記入 ※「b」「c」の場合には、必ず記入</p>
<p>No.1 I-1-(1)-① 基本方針が明文化され、周知が図られている。</p> <p><input type="checkbox"/> 基本方針が、文書や広報媒体(パンフレット、ホームページ等)に記載されている。</p> <p><input type="checkbox"/> 基本方針は、職員の行動規範となるよう具体的な内容となっており、職員への周知が図られている。</p> <p><input type="checkbox"/> 基本方針は、職員への周知はもとより、児童、生みの親、養親希望者及び業務上連携する関係者・機関に周知され、十分な理解を得るよう努めている。</p>	<p>a</p>	<p>・基本方針はホームページに掲載して広く周知しているほか、パンフレット等広報媒体にも明記して知らせています。また、実母や養親希望者に対する説明会では、基本方針をより詳しく解説した説明用スライドを用意してわかりやすく伝えていきます。</p> <p>・基本方針はある程度の具体性があり、職員の行動指針としても有効な内容となっています。ことに実母や養親希望者等への説明用スライドに掲載している基本方針の解説は、行動指針としてより効果が高いものとなっているように見受けられます。</p>	<p>・基本方針では、第一に子の幸せを優先することや、実母の心のケアを大切にすること、養子縁組が優先するものではないことなどを明確にうたっていて、多くの関係者が賛同できる内容となっているように感じます。</p>	
<p>No.2 I-2-(1)-① 事業の安定性や継続性を担保する事業計画が適切に策定されている。</p> <p><input type="checkbox"/> 基本方針の実現に向けた目標が明確にされている。</p> <p><input type="checkbox"/> 経営状況や支援内容、人材育成等の現状分析を行い、課題や問題点が明らかにされている。</p> <p><input type="checkbox"/> 単年度の事業計画が策定されている。また、必要に応じて中長期計画が策定されている。</p> <p><input type="checkbox"/> 事業計画には、収支計画に関する事項が含まれている。</p>	<p>b</p>	<p>・年度単位の事業計画が策定されていて、その中には収支計画も含まれています。</p> <p>・重要な課題については、中長期計画も策定しています。中長期計画では課題を5つ抽出して、今後どのように取り組んでいくべきかの方向性を示しています。</p>		<p>・年度単位の事業計画は、年間で実施すべき業務を列挙して、何をすべきかがよく分かります。業務カレンダーとしてはこれはこれで有益なのですが、事業計画とするならば本年度で達成すべき重要な目標をいくつかあげて、期末に達成度合いを確認できるようにしたほうがよいでしょう。そうすることで、毎年確実に進歩していくことができます。</p> <p>・収支計画は、「収支計画」と銘打ってはいますが、収入の記載がないため実際には費用計画となっています。収入の計画も記載し、収支を明確にするとよいでしょう。</p> <p>・中長期計画では方向性は明確になっていますが、時間の概念が抜けています。ゴールが何年後で、何年目までに何をするのかといった点を明確にすると、計画として一層有効性が増すでしょう。</p>
<p>No.3 I-2-(1)-② 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われている。</p> <p><input type="checkbox"/> 事業計画が、職員等の参画や意見の集約・反映のもとで策定されている。</p> <p><input type="checkbox"/> 計画期間中において、事業計画の実施状況が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて把握されている。</p> <p><input type="checkbox"/> 実施状況の把握や評価結果にもとづいて事業計画の見直しを行っている。</p>	<p>b</p>	<p>・今年度の事業計画はスタッフ全員で話し合って策定したとのこと。何月に何をするか、何月までに何ができていないといけな、といったことが明文化され、職員の行動の目安として使えるように思われます。</p>		<p>・院としての事業計画は今回初めて策定したため、振り返りや見直しはまだしていません。今年度の年度末に初の振り返りをする計画になっています。</p>

評価項目 / 評価の着眼点		評価ランク	評価の理由	特に評価が高い点	改善が求められる点
No.4	I-2-(1)-③ 事業計画は、職員や生みの親及び養親希望者等に周知され、理解を促している。	b	・事業計画の内容は、職員に対してはもちろん、養親希望者に対しても説明会においてスライドを使って説明しています。		・実親に対する分かりやすい説明は十分なされていないようです。
	<input type="checkbox"/> 養子縁組のあっせんに係る事項について、職員に対し、周知を図り、理解を促す取組が行われている。				
	<input type="checkbox"/> 事業計画の養子縁組のあっせんに係る内容は、生みの親及び養親希望者等に周知(配布、説明等)されている。				
	<input type="checkbox"/> 事業計画の養子縁組のあっせんに係る内容を、分かりやすく説明した資料を作成するなどの方法によって、生みの親及び養親希望者等がより理解しやすいような工夫を行っている。				
No.5	I-3-(1)-① 養子縁組あっせん・相談支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b	・第三者評価基準に基づく自己評価を毎年実施しているほか、3年に1回外部の評価機関による第三者評価を受審しています。		・毎年自己評価を実施していますが、その結果を十分に活用しているとは言えないようです。自己評価結果を皆で振り返って話し合いをすると、一層よいでしょう。 ・院では、一つの案件が終わるごとに振り返りをした方がよいと考えていて、利用者調査満足アンケートも都度とっていきたくと考えています。その実現を期待します。
	<input type="checkbox"/> 質の向上に向け、PDCAサイクルを意識し、組織として実施している。				
	<input type="checkbox"/> 自己評価や生みの親や養親へのアンケートの実施、第三者評価の受審等を行っている。				
	<input type="checkbox"/> 評価結果や苦情相談の受付・対応状況等について、分析・検討し、質の向上につなげるための仕組みがある。				
No.6	I-3-(1)-② 自己評価等の評価結果に基づき、取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b	・第三者評価基準に基づく自己評価を毎年実施し、自分たちの強み・弱みは何で、どういう点が課題か把握しています。 ・自己評価や第三者評価の結果は全職員で共有するようにしています。		・自己評価や第三者評価の結果を共有することとめず、有効に活用していくことが期待されます。例えば、改善が必要と思われる点を事業計画の重点目標に取り上げ、PDCAサイクルを意識して取り組んでいくなどするとよいでしょう。
	<input type="checkbox"/> 自己評価、第三者評価等の結果を踏まえ、改善の課題を明確にしている。				
	<input type="checkbox"/> 職員間で課題の共有化が図られている。				
	<input type="checkbox"/> 評価結果から明確になった課題について、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定する仕組みがある。				
	<input type="checkbox"/> 評価結果にもとづく改善の取組を計画的に行っている。				
No.7	II-1-(1)-① 養子縁組あっせん責任者は、自らの役割と責任を職員に対して表明理解を図っている。	b	・養子縁組あっせん責任者である院長は、実親や養親希望者への説明会に出席して当院の方針を伝えているほか、スタッフ間の会議・ミーティングにも定期的に参加して自らの役割と責任を行動を持って伝えています。		・養子縁組あっせん責任者の役割と責任を明文化したものは見当たらないようです。役職別の業務分掌表などを整備し、全職員に配布した上で説明等行うようにするとよいように思われます。
	<input type="checkbox"/> 養子縁組あっせん責任者は、基本方針等を踏まえた取組を具体化し、明確にしている。				
	<input type="checkbox"/> 養子縁組あっせん責任者が、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、職員に周知が図られている。				

評価項目 / 評価の着眼点		評価ランク	評価の理由	特に評価が高い点	改善が求められる点
No.8	II-1-(1)-② 養子縁組あっせん責任者は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	b	<p>・養子縁組あっせん責任者である院長は常に最新の法令等に関わる情報入手や理解に意を払い、関連する時事情報の入手に努めています。</p> <p>・その意識の高さは、院長の話しぶりからもうかがえ、話す内容から最新情報を入手していることが分かります。</p>		<p>・院長は、過日開催された今年度の養子縁組あっせん責任者研修に出席する予定をしていますが、産院業務の方で緊急の手術が入ってしまったため出席が叶いませんでした。今年度内の別日の研修に出席する予定を立て、万端の準備をしているところとのことです。</p>
	<input type="checkbox"/> 養子縁組あっせん責任者が、遵守すべき法令等を正しく理解している。				
	<input type="checkbox"/> 養子縁組あっせん責任者が、養子縁組あっせん責任者に係る研修に参加している。※法定事項				
No.9	II-1-(2)-① 養子縁組あっせん責任者は、養子縁組あっせん・相談支援の質の向上に意欲を持ち、その取組に指導力を発揮している。	a	<p>・養子縁組あっせん責任者(院長)が養子縁組のあっせん・相談支援の質の向上に並々ならぬ意欲を持っていることは、言葉の端々からもうかがえました。具体的な行動としては、毎週開催している職員間のミーティングに出席して各職員からの報告を聞き、それぞれに指示やアドバイスをしています。</p> <p>・また、毎月外部の審議委員2名の来訪を受けて審議委員会を開催していて、そこでも各案件について適切な指示・アドバイスを受けるようにしています。</p>	<p>・今年度から、外部の専門家2名を審議委員とした審議委員会を毎月開催しています。外部の目でみてもらい、客観的見地から意見をもらうようにして一層の質の向上に努めています。</p> <p>・当院の基本方針に賛同する産婦人科の全国ネットワーク「あんしん母と子の産婦人科連絡協議会(あんさん協)」を組織し、全国の他産院と連携しています。当院はその「あんさん協」で中心的な役割を担っています。理事会や実務者会議を隔月で開催し、他院の良い点を見倣うなどしてさらなる質の向上を図っています。</p>	
	<input type="checkbox"/> 養子縁組あっせん責任者が、養子縁組のあっせん・相談支援の質の向上に意欲を持っている。				
	<input type="checkbox"/> 養子縁組あっせん責任者が、養子縁組のあっせん・相談支援の質の現状について、定期的・継続的に評価分析を行っている。				
	<input type="checkbox"/> 養子縁組あっせん責任者は、職員の意見を取り入れて質の向上に関する具体的な体制を構築し、組織としての取組に十分な指導力を発揮している。				
No.10	II-2-(1)-① 必要な人材の確保・育成・定着等に関して、具体的な取組が実施されている。	b	<p>・職員に求める基本姿勢や養子縁組支援の考え方は、基本方針や実親・養親希望者向け説明会資料などに明示されている他、院長からも毎週のミーティング等で話がされていて、職員にはよく伝わっているように見受けられます。</p> <p>・職員には外部研修にも積極的に参加するよう促している他、職員個々の状況に応じて研修等への参加機会の提供を行っています。</p>		<p>・内部における職員育成の体制は十分とは言えず、まずは人材育成指針のようなものを整備するとよいように感じます。</p> <p>・新任者向けのOJTの体制も構築する必要があるように思われます。</p>
	<input type="checkbox"/> 適切な養子縁組のあっせん・相談支援が提供できる体制を構築するため、必要な人材を確保し、十分に育成ができるよう、マネジメント体制を構築している。				
	<input type="checkbox"/> 職員一人ひとりの育成に向けたスーパーバイズが行えている。				
	<input type="checkbox"/> 職員一人ひとりの状況に応じ、資格取得や研修等への参加機会の提供などの取組を行っている。				
	<input type="checkbox"/> 基本方針や事業計画の中に、職員に求める基本姿勢や意識を明示している。				
<input type="checkbox"/> 基本方針や事業計画に基づき職員育成計画を策定し、計画に基づいた取組を行っている。(職員の援助技術の水準、知識の量と質、実務経験、専門資格を取得する必要性の有無、研修の計画的な受講等)					

評価項目 / 評価の着眼点		評価ランク	評価の理由	特に評価が高い点	改善が求められる点
No.11 II-2-(2)-① 職員が意見を表明しやすく、相談しやすい職場づくりに取り組んでいる。		a	<p>・週に2回、職員間のミーティングが開催されていて、うち1回は院長も忙しい医療業務の合間を縫って参加します。</p> <p>・意見が言いやすい雰囲気をつくるよう努めているとのことで、今回実施した職員アンケート(自由記述欄)を見てもそうした雰囲気があることが感じられました。</p>		
<input type="checkbox"/> 職員が自由に意見を表明して組織の運営及び決定に関与できる環境が整っている。					
<input type="checkbox"/> 職員がひとりで問題を抱え込むことなく、養子縁組あっせん責任者や他の職員にいつでも相談できる環境が整っている。					
<input type="checkbox"/> 職員からの相談、意見や悩み等を踏まえ、必要な助言・改善等に取り組んでいる。					
No.12 II-3-(1)-① 経営・運営の非営利性が確保されている。		a	<p>・当院が行う特別養子縁組事業は医療の一環として扱っていて、実親・養親候補者いずれからも謝礼や寄付金をとらないことを旨としています。非営利性を徹底して追及している点は素晴らしく、院長の信念を貫いた、正義感あふれるあっせん機関であると強く感じられます。</p>	<p>・事業運営においては非営利性の確保に最も注意を払い、徹底しています。基本方針で明確にうたっていて、実親や養親候補者への説明会においても、この点を強調して説明しています。</p>	
<input type="checkbox"/> 金額の根拠や使途が不明な費用を実費として徴収していない。※法定事項					
<input type="checkbox"/> 事業運営に要する費用の抑制に努め、人件費や事務費等は、真に必要なものに限定されている。					
<input type="checkbox"/> 寄付金、会費の取扱いについて、指針が遵守されている。					
<input type="checkbox"/> 自らが行う事業の非営利性が疑われるような運営を行っていない。(人身売買または営利を目的とした養子縁組のあっせん、それらを示唆するような宣伝広告や事業説明等)					
<input type="checkbox"/> 養子縁組のあっせんのために、養親希望者に対して不当な条件を課していない。(広報活動への参加、養育施設での労務提供等)					
<input type="checkbox"/> 事業所毎の事業報告書を、毎事業年度終了後2か月以内に都道府県知事等に提出している。※法定事項					

評価項目 / 評価の着眼点		評価ランク	評価の理由	特に評価が高い点	改善が求められる点
No.13 II-3-(1)-② 経営・運営の非営利性について説明責任を果たしている。		a	<p>・手数料については、業務方法書において「養親希望者等から徴収する手数料の種類」や「実父母等から徴収する手数料の種類」などを規定し、どのような費用を徴収するのかを限定列挙して、それ以外は徴収しないことを明確にしています。</p> <p>・実親や養親希望者への説明会においては、手数料表や手数料表別表を配布し、具体的な費用の単価および計算方法まで伝えています。</p>		
<input type="checkbox"/> 手数料を徴収するにあたっては、事前に金額の根拠や用途を明らかにしている。※法定事項					
<input type="checkbox"/> 手数料の金額の根拠や用途は、養親希望者や生みの親が容易に理解できるように、その内訳について一覧可能な書類の提示や、必要に応じて領収証等の根拠資料を併せて示している。					
<input type="checkbox"/> 手数料を受領した場合は、領収証を発行している。					
No.14 II-4-(1)-① 経営・運営の透明性を確保するための情報公開等が行われている。		b	<p>・あっせんに関する手数料については、実親や養親希望者に向けた説明会において手数料表や手数料表別表を配布して知らせています。どのような費用を徴収するのか、それぞれの費用の単価および計算方法はどうか、表を使って説明しています。</p> <p>・第三者評価基準を使った自己評価結果や、第三者評価を受審した結果の報告書等は、ホームページ上に掲載し公表しています。</p>		<p>・手数料表や手数料表別表は、実親や養親希望者に向けた説明会では配布・説明していますが、ホームページやパンフレット等を使った公表は行っていません。</p> <p>・今回実施した利用者アンケート(自由記述方式)では、費用総額を事前に例示してほしかったといった声も聞かれました。養親希望者等には、実際の金額はケースごとに異なることを伝えた上で、このような条件なら大体これくらいになるという目安の金額を説明会で例示してあげると良いかもしれません。</p>
<input type="checkbox"/> 養子縁組のあっせんに係る業務に関する事項(定款、手数料の算定基準等)を、ホームページへの掲載等の適切な方法により公表している。※法定事項					
<input type="checkbox"/> あっせんを希望する養親希望者および生みの親に対して、養子縁組のあっせんに関する手数料の額、実施方法、あっせんに中止した場合の費用負担の取扱い等を、電子メールの送信や書面の交付等により事前に情報提供している。※法定事項					
<input type="checkbox"/> 業務の質について自ら評価を行うとともに、第三者評価を受け、それらの結果について公表している。※法定事項					
No.15 II-5-(1)-① 民間あっせん機関が業務を行ううえで必要となる社会資源が明確になっており、活用する仕組みがある。		a	<p>・当院があっせん事業を行う際の基本的な考え方として、全ての業務を当院だけで行うことは困難なため児童相談所等の関係機関と連携・協働することを前提としています。その旨は業務方法書に「関係機関との連携・協働」という項を設けて整理していて、実親や養親希望者等に対して「関係機関による支援が利用できることを適切に情報提供する」とうたっています。</p> <p>・全国各地域の児童相談所や保健師等と連携できるよう、連絡先・送付先等を一覧表にしています。</p>	<p>・当院の基本方針に賛同する産婦人科の全国ネットワーク「あんしん母と子の産婦人科連絡協議会(あんさん協)」を組織し、当院が中心的な役割を担っています。あんさん協を通して全国の他産院と連携していて、ケースによっては業務上の協力を仰ぐなどしています。</p>	
<input type="checkbox"/> 自らの役割及び自らの機能を達成するために必要となる関係機関を含む社会資源を認識し、関係する情報を収集している。					
<input type="checkbox"/> 収集した情報について、業務に携わる職員が常に活用できるよう、業務方法書等により共有している。					
<input type="checkbox"/> 児童、生みの親、養親希望者ならびに養子縁組成立後の養親及び養子となった児童に対して、関係機関による支援が利用可能であることを適切に情報提供している。※法定事項					

評価項目 / 評価の着眼点		評価ランク	評価の理由	特に評価が高い点	改善が求められる点
No.16 II-5-(1)-② 関係機関との連携・協働による支援が適切に行われている。	<input type="checkbox"/> 関係機関と連携・協働して支援できる体制を構築するよう努めている。	a	<p>・業務方法書では、関係機関と連携して支援を進めることや、関係機関に情報を提供することなどを実親や養親希望者等に説明し、事前に同意を得るようにすることが規定されています。同じく、あっせん事業の一部を他の民間機関等に委託する場合には当該民間機関等が法第6条1項の許可を得ていることを確認することなども明記されています。</p> <p>・実親や養親希望者等に向けた説明会の際には、行政や児童相談所、保健センター等との良好な関係と築いてもらいたい旨、スライドを使って分かりやすく伝えていきます。</p>		
	<input type="checkbox"/> 関係機関との連携に際し、必要に応じて児童、生みの親、養親希望者ならびに養子縁組成立後の養親及び養子となった児童に関する情報提供、情報授受がある旨を説明し、同意を得るよう努めている。				
	<input type="checkbox"/> 養子縁組あっせん事業の業務の一部を委託する場合には、当該機関が法第6条第1項の許可を得ていること、関連法令等を遵守していることを確認している。				
No.17 III-1-(1)-① 生みの親による養育可能性の模索が適切に行われている。	<input type="checkbox"/> 具体的に養子縁組の検討を進める段階において、生みの親との面接をして事情を聴取している。※法定事項	a	<p>・業務方法書に、実父母と面接をして事情を聴取することや、必要に応じて親族と面談を行うことが明記されており、丁寧な面接の実施を記録により確認できました。</p> <p>・初回から、出産後に意思確認をすることを伝えて、気持ちが揺れ動くのは当然であり、気持ちの変化を隠す必要がないことを丁寧に説明しています。</p> <p>・実母の状況を把握し、実母が子育てをする可能性を追求する方向から話しています。公的支援について十分に説明し、養育可能性の選択肢を理解できるよう伝えていきます。</p>	<p>・家族に秘匿である場合、その意思を尊重しつつ理由なども聴取し、焦らせることなく、可能であれば家族に打ち明け家族との面談も行い丁寧に寄り添って実母の気持ちの確認をしています。</p> <p>・出産前から長期にあずかり保護し、生活の様子を把握し、面接だけではわからない実母の内面的変化を汲み取っています。</p> <p>・院内の栄養士、アロマセラピスト、清掃職員などの多職種が関わり、実母がおやつ作りや土手の散歩をするなかで、安心できる人との関係を構築し、後悔のない選択に向けて支援しています。</p> <p>・新たに用紙を作成し、実母に一般の出産費用や必要経費などを妊娠中から伝えていきます。</p>	
	<input type="checkbox"/> 生みの親の家族や親族との面接の必要性を適切に判断し、必要な場合には面接を行っている。				
	<input type="checkbox"/> 生みの親や家族、親族との面接を通じて、生みの親の養育力やその環境等についてアセスメントを行っている。				
	<input type="checkbox"/> 生みの親の置かれた状況を把握したうえで、その経済的な問題や子育ての問題を解決するための選択肢を検討することについて、十分な理解を得られるよう、丁寧に説明している。				
No.18 III-1-(1)-② 児童や生みの親、養親候補者に対して養子縁組のあっせん・相談支援に必要な情報を適切に提供している。	<input type="checkbox"/> 生みの親の状況に応じた情報提供を行っている。(経済的な支援に関する情報、就労支援等の幅広い社会資源に関する情報等)	a	<p>・実母にとって必要な情報の提供を適切なタイミングで伝えるよう努めています。手数料などについては、理解度を確認して分かりやすく繰り返し説明して、改めて各情報が伝わったかどうかの確認をしています。</p> <p>・実母の意思決定に影響しないよう、公的支援の提供が可能な支援については、丁寧に説明し公的支援利用を優先しています。</p> <p>・実母が出産を乗り越え、子どもの世話をしながら養育について熟慮した上で決断し縁組の同意書に署名します。その後マッチング会議を行い、その結果で養親候補者に打診しています。</p>	<p>・院内には、長期滞在が可能で秘匿性が守られる個室を複数完備しており、安心・安全にお産ができる環境があります。</p> <p>・養親候補者には、最初に行う説明会やその後の勉強会で、実母が熟慮して養子に託すか自分で育てるかを出産後に決断していることを伝えていきます。当院では実母の意思を尊重していることを十分に説明しています。</p>	
	<input type="checkbox"/> 生みの親の状況に応じて、相談窓口等の情報提供や関係機関への連絡等を行っている。				
	<input type="checkbox"/> 必要に応じて、児童及び生みの親が関係機関につなぐための支援を行っている。				
	<input type="checkbox"/> 生みの親が生活支援を必要とする場合には、できる限り公的支援につなぐなど、当該支援の提供が養子縁組の意思決定に不当に影響しないよう配慮している。				
	<input type="checkbox"/> 民間あっせん機関が直接生活支援を行う場合でも、公的支援での提供が可能な支援については、その趣旨を丁寧に説明したうえで、公的支援の利用を優先している。				
	<input type="checkbox"/> 養親候補者に対して必要以上の期待を抱かせることのないよう配慮している。				

評価項目 / 評価の着眼点		評価ランク	評価の理由	特に評価が高い点	改善が求められる点
No.19 III-1-(1)-③ 生みの親からの同意が適切な方法でとられている。		a	<ul style="list-style-type: none"> ・実母の意思決定を大切にし、決定まで時間をかけて見守りいつでも撤回を受け入れる姿勢を示しています。出産後の同意を100%実行しています。 ・自分で育てる場合に受けられる支援方法や特別養子縁組の複数の選択肢をイラスト入りで分かりやすく説明しています。何度も面談を繰り返し、気持ちの変化を捉えて意思決定できるようにしています。 ・業務方法書に則り、養親候補者と子どもが面会することについての同意及び縁組成立前養育の同意は出生後に各段階で書面にて同意を得ています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・実母の心身の状態の変化を踏まえ、出産後、子どもと過ごした後で、一度帰宅してから決定するよう熟慮した上での決定を促しています。 ・「赤ちゃんの幸せ」のために特別養子縁組に同意をする内容になっており、あらゆる方法を検討し、熟慮して決断したことが最終確認できるようになっています。 ・実母による縁組希望の相談であっても、過去のデータから、三分の一が自ら子どもを育てる選択に変更していることを示し、数字で見える化し説明しています。 	
<input type="checkbox"/>	養子縁組のあっせんに関する生みの親の同意は、制度や手続き、手数料等について、面会により、あらかじめ丁寧に説明し、十分な理解を得たうえで、書面により確認している。※法定事項				
<input type="checkbox"/>	養子縁組のあっせんを行う場合は、年齢と発達に応じて、丁寧な説明と十分な理解のもとで子どもの意向を確認し、自ら意思を表せない乳幼児等の場合には、権利擁護について配慮している。				
<input type="checkbox"/>	生みの親が熟慮したうえで養子縁組に関する意思決定ができるよう、初回相談の場で決定を迫ることはしない等の配慮をしている。				
<input type="checkbox"/>	同意の確認において、生みの親の熟慮や養子縁組の同意の撤回を妨げる行為を行っていない。				
<input type="checkbox"/>	生みの親が妊娠中に養子縁組を希望している場合でも、養親候補者と児童が面会することについての同意及び養子縁組成立前養育を行うことの同意は、児童の出生後にあっせんの各段階で得ている。				
<input type="checkbox"/>	養子縁組成立前養育を行うことの同意を事前に得ている場合においても、その開始に先立ち、改めて同意を確認するよう努めている。				
No.20 III-1-(1)-④ 養子縁組のあっせん・相談支援の開始・過程において、児童や生みの親、養親希望者にわかりやすく説明している。		a	<ul style="list-style-type: none"> ・養親希望者に説明会を実施し、あんしん母と子の産婦人科連絡協議会(あんさん協)の理念・方針や子どもの幸せと実母のケアを重視していること、出自を知る権利、養子縁組成立後の支援内容などを話しています。 ・養親希望者には、説明会後に書類審査や面接を行い、養子縁組の理解が十分でないと、次の段階には進めない仕組みがあります。 ・ウェブサイト掲載などの情報提供について、アンケートの意見を基に速やかに再検討を進めています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・養親希望者への説明会では、写真・表・グラフを用いてスライドで分かりやすいように丁寧に、養子縁組について情報提供しています。参考図書も複数紹介しています。 	
<input type="checkbox"/>	養親希望者に対しては、養子縁組に関する詳細な説明と合わせて、関連事項について十分な情報提供及び説明を行い、理解を得ている。				
<input type="checkbox"/>	養親希望者に対して情報提供及び説明を行った結果、理解が不十分な場合には養子縁組のあっせんは行っていない。				
No.21 III-1-(2)-① 養親希望者やその家族、家庭状況等について丁寧に情報収集を行っている。		a	<ul style="list-style-type: none"> ・養親希望者の選考は、書類審査、一時面接、家庭訪問、適否審議、審議委員会、二次面接の依頼、二次面接を行い審議を経て養親候補者に登録できる手順です。 ・家庭訪問では、養育に適した環境かどうか確認しています。家庭訪問は、2名で行い、家の中の様子や危険箇所などを確認し、家庭訪問報告書にて把握しています。 ・あっせんを行う前に、養親希望者と全ての同居家族と面談を行っています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・あっせん前に、敷地内家族だけでなく、必要に応じて近所の養親希望者の両親にも面談を行っています。 ・家庭訪問報告書の様式を改定し、養育に関連する情報をより詳しく把握しています。 	
<input type="checkbox"/>	養子縁組のあっせんを行う前に、養親希望者及びその全ての同居家族と面会を行っている。				
<input type="checkbox"/>	少なくとも一度は養親希望者の家庭訪問を行い、養親希望者及びその全ての同居家族の意向、家庭状況等を把握し、養親として適切な養育ができるかを判断するための情報収集を丁寧にしている。				

評価項目 / 評価の着眼点		評価ランク	評価の理由	特に評価が高い点	改善が求められる点
No.22	III-1-(2)-② アセスメントやマッチングについて、組織的な検討と決定を行っている。	a	<p>・定期的に検討会を行い、マッチングは産婦人科医、保育士、事務長、社会福祉士、看護師、公認心理師、助産師などが合意のもと決定しています。</p> <p>・業務方法書に則り、実母に養親についてのイメージなど希望を聞き、養親希望者には十分な情報を提供し、マッチングに生かしています。</p> <p>・アセスメントの評価、マッチングなどは必ず外部の審議委員を交えて審議委員会を通し、必要な助言を得ています。</p>	<p>・マッチングは特に重要であると捉え、外部の養子縁組などに詳しい有識者を2名加えて、慎重に行っています。今後も多角的な視点の強化に向けて、外部に働きかけを行っています。</p>	
	<input type="checkbox"/> 養子縁組あっせん責任者を含めた複数の職員が、業務方法書に基づくアセスメントや組織的な検討を行うなどの適切な手続きによりマッチングをしている。				
	<input type="checkbox"/> アセスメント、マッチングにおいて、医療職、心理職等の助言を得られる体制が確保されており、必要な助言を得ている。				
	<input type="checkbox"/> 養親候補者の選定は、専門的な知識及び技術に基づき、児童の最善の利益を最大限考慮しながら行っている。				
No.23	III-1-(2)-③ 国内におけるあっせんが優先されている。	a	<p>・国内におけるあっせんに優先することを事業計画書や業務方法書に明記して、国内優先のあっせんをしています。</p>		
	<input type="checkbox"/> 国際的な養子縁組のあっせんは、国内における養子縁組の可能性を十分に模索したうえで実施している。※法定事項				
No.24	III-1-(2)-④ 国際養子縁組を行う場合、マッチングの手順が適切に実施され、養子縁組成立後の支援が担保されている。	-			
	<input type="checkbox"/> 国際的な養子縁組を行う場合、適正な手続きによりマッチングが行われている。				
	<input type="checkbox"/> 国際的な養子縁組を行う場合、養子縁組成立後に至るまで、相手先国において支援が適切に提供されることを確認している。				
No.25	III-1-(3)-① あっせん前の児童の一時的な養育は、適切な環境で行われている。	a	<p>・当院は医療機関であり、出生後、実親が退院するまでは当院の病室にて、可能な限り実親が子どもの育児を行います。同室していない場合は、新生児室にて適切に養育します。他院分娩でも当院新生児室で管理します。これらのことが、業務方法書に明記してあります。</p> <p>・安全に配慮を要する子どもの場合、医療行為を行う際に、実母の同意を適切に確認できる連絡体制を確保しています。</p>		
	<input type="checkbox"/> あっせん前の児童の一時的な養育が想定される場合には、あらかじめ養育施設の設置や人員の確保、乳児院等との協定の締結等を行っている。				
	<input type="checkbox"/> あっせん前の児童の一時的な養育の方法について、業務方法書に記載している。				
	<input type="checkbox"/> あっせん前の児童の一時的な養育は、子どもの状況に応じた適切な養育環境で行われている。				
	<input type="checkbox"/> 生命の維持や安全に配慮を要する児童の一時的な養育は、医療機関をはじめとする関係機関との連携のもと、その保護と適切な養育環境の確保を行っている。				

評価項目 / 評価の着眼点		評価ランク	評価の理由	特に評価が高い点	改善が求められる点
No.26	III-1-(3)-② あっせん前の児童の一時的な養育及び養親候補者による児童の養育の開始に関する手続きが適切に行われている。	a	<ul style="list-style-type: none"> ・養親候補者夫婦には、3泊4日の教育入院期間中に、各種行政手続きや社会資源について丁寧に説明しています。 ・養親候補者が住む地域の母子保健担当課や児童相談所に当院が連絡し、支援を受けられるよう連携することが業務方法書に明記され、実践しています。小児科にも連絡しています。 ・養親候補者に渡したチェックシート式の報告書の返送をもって手続きの完了を確認します。教育入院中に説明したことを適した時期にお知らせできるよう、案内しています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・適切な手続きのため、一段階の成立の日を把握できるようにし、除籍後の謄本、入籍後の謄本、申立書のコピーを送ってもらい、口頭のやり取りではなく当院でも保管するよう改善しました。 ・実母や実父のアレルギー既往歴などは、細かく聴取し、さらに、実母、実父の父母、父方祖父母、母方祖父母、兄弟姉妹など将来的に子どもへの遺伝なども考慮し、できるだけ多くの情報を養親候補者に伝えるよう努めています。 ・出産後、実母に命名をお願いし、子どもの名前や名前の中の一文字を考えて、その由来を手紙にしてもらっています。 	
	<input type="checkbox"/> 児童を3か月以上(乳児は1か月以上)同居させる場合には、同居児童の届出を行っている。				
	<input type="checkbox"/> 児童の養育のために把握しておくべき必要な情報が明確になっている。				
	<input type="checkbox"/> 児童の養育に必要な情報について十分に把握し、養親候補者に対して、児童の養育を開始する前に提供している。				
	<input type="checkbox"/> 養親候補者による児童の養育の開始にあたっては、その時点での家庭状況を再度確認し、児童との交流や関係調整を十分に行っている。				
No.27	III-1-(4)-① 養親候補者による児童の養育開始から、養子縁組成立までの支援が適切に行われている。	a	<ul style="list-style-type: none"> ・養育開始から養子縁組成立までの期間に家庭訪問を行い可能な限り複数回訪問し、子どもの養育状況を確認しています。2週間健診や1か月健診でも子どもの状況を確認しています。 ・養親候補者には、いつでも相談できることを伝え、電話やメール、動画通信アプリでの面談も頻繁に実施しています。 ・遠方の養親候補者が多いので、その地域の保健師や小児科、児童相談所とも連携しています。 ・養親候補者が都道府県に同居する子どもの届出を行っているかどうかを当院で確認し、教育入院時には都道府県の調査に協力するよう養親候補者に説明しています。 		
	<input type="checkbox"/> 養親候補者による養育開始後、安心して児童を養育できるよう、きめ細やかな相談支援を行っている。				
	<input type="checkbox"/> 養親候補者と児童を定期的に訪問し、監護の状況を確認している。				
	<input type="checkbox"/> 必要に応じて、養親候補者の居住地を管轄する児童相談所などの関係機関との連携を図っている。				
	<input type="checkbox"/> 養親候補者による養育開始後1か月以内に法第32条第3項の届出を行うなど、必要な支援が遅滞なく提供されるよう連携体制を整えている。				
	<input type="checkbox"/> 養親候補者が児童を3か月以上(乳児は1か月以上)同居させる場合、同居児童の届出が行われるよう、養親候補者に対して必要な説明を行うとともに、届出の有無を確認している。				
No.28	III-1-(4)-② 養子縁組の申立手続き等に関する情報提供が適切に行われている。	a	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭裁判所への申立てについて書き方を養親候補者に個別で説明しています。 ・委託前の家庭訪問時と教育入院時でも家庭裁判所の場所を調べておくよう養親候補者に伝えていきます。 ・申立てた日を当院に伝えてもらい、複写を保存しています。 		
	<input type="checkbox"/> 養子縁組成立前養育の監護状況から、法律上の親子関係を成立させることが望ましいと考えられる場合、速やかに家庭裁判所への申立等の手続きをとるよう、養親候補者に指導及び助言を行っている。				

評価項目 / 評価の着眼点		評価ランク	評価の理由	特に評価が高い点	改善が求められる点
No.29	III-1-(5)-① 養子縁組成立前養育が中止された場合、児童の保護が適切に行われている。	-	<ul style="list-style-type: none"> ・養子縁組成立前養育が中止された場合の対応について、業務方法書に明記しています。 ・養子縁組成立前養育が中止されたケースは、今までありません。 		
	<input type="checkbox"/> 養子縁組成立前養育が中止された場合の対応について、業務方法書等に定めている。				
	<input type="checkbox"/> 養子縁組成立前養育が中止された場合には、児童の保護を適切に行い、必要に応じて関係機関に連絡するなどの適切な対応を行っている。 <input type="checkbox"/> 養子縁組成立前養育の中止を求めたときは、監護の権利を有する者への児童の引渡し、児童相談所に対する要保護児童通告など、適切な措置を講じている。※法定事項				
No.30	III-1-(5)-② 養子縁組成立前養育が中止された場合、児童と養親候補者への支援が適切に行われている。	-	<ul style="list-style-type: none"> ・養子縁組成立前養育が中止されたケースは、いまだありません。 		
	<input type="checkbox"/> 養子縁組成立前養育が中止された場合には、児童と養親候補者の双方に対して、丁寧なケアを行っている。				
	<input type="checkbox"/> 養子縁組成立前養育が中止された養親候補者を次の養子縁組のあっせん優先するなどには行ってない。				
	<input type="checkbox"/> 養子縁組成立前養育が中止された理由や、中止後の児童の様子等について丁寧に確認を行っている。 <input type="checkbox"/> 児童を次の養親希望者にあっせんするにあたっては、養親希望者の選定をより丁寧に行動など、養子縁組前養育の中止が繰り返されないよう配慮している。				
No.31	III-1-(6)-① 養子縁組成立後の児童への支援が適切に行われている。	b	<ul style="list-style-type: none"> ・養親成立後の家庭訪問で、子どもの身体状況を確認し、「養子縁組成立後家庭訪問報告書」に記録しています。 ・養親に育児アルバムを作成してもらい、当院に提出してもらい、子どもの状況や環境などの把握に努めています。発達障がいが見つかった場合などは、その都度適切な支援ができるよう対応しています。 ・成立後は、誕生日やライフイベントに報告してもらえるよう養親に促し、成長を見守り、当院とのつながりの維持をお願いしています。 ・年2回養親家族の集いの会「星の子の会」に職員が参加し、子どもの状況を把握し、子どもがいつでも職員や関係機関に相談できるよう努めています。パーベキューなどで家族が交流しています。 ・何歳まで子どもを支援するのかに関する国の指針がないため、ガイドラインの策定を望んでいます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今年度初めて、子どもたちが、アメリカの養子家庭でホームステイ体験を実現させました。院長やスタッフが同行し、子どもの資金はクラウドファンディングで多くの人から心ある支援を受けました。特別養子縁組の当事者同世代が、8日間滞在し、アメリカで育つ子どもと交流し世界中に仲間がいること、世界は広いことを知りました。 ・ブレイルームには、箱庭療法の用具やストレスチェアを備え、職員が子どもの相談を受けたり、心理職による支援を行っています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・養親家族の集いなどに参加していない養親家族とのつながりを持つことが課題となっており、成長に伴う子どもの悩みについても当院に相談しづらさという現状があります。関わりのある有識者など外部の視点を参考にするなど今後の検討を期待します。
	<input type="checkbox"/> 児童に対するアセスメントを行い、支援の必要性及び必要な支援について検討している。				
	<input type="checkbox"/> 児童に対し、継続的な心身の支援を行っている。				
	<input type="checkbox"/> 児童に対し、関係機関による支援が提供されるよう、支援体制を構築している。 <input type="checkbox"/> 児童の養育・支援にあたり、養子縁組のあっせん・相談支援の各プロセスにおいて、必要に応じ、連携先の関係機関に所属する専門職の助言を得ている。				

評価項目 / 評価の着眼点		評価ランク	評価の理由	特に評価が高い点	改善が求められる点
No.32	III-1-(6)-② 養子縁組成立後の養親家庭への支援が適切に行われている。	b	<p>・養親が必要なときには、メールや電話、近年はSNSでも相談できる体制があります。動画通信アプリで面談をしたり、家庭訪問をしたりするなど、例えば夫婦間の相談など、丁寧に話を聴き適切な支援に取り組んでいます。</p> <p>・年3回動画通信アプリで責任者である院長が小学校高学年の子どもとつながり、子どもの思いを聴いて交流し、発達段階に応じた助言などを行っています。人生をどう生きるかななどを示唆しています。</p>	<p>・養親家族の集いの会「星の子の会」では、「星の子通信」を発行し、互いに悩み事を共有しています。</p> <p>・全国のあんしん母と子の産婦人科連絡協議会（あんさん協）の加盟施設と連携が可能で、遠方の養親家庭には継続して支援する体制があります。</p> <p>・「星の子の会」では、真実告知について先輩の養親が話しをしたり、実施状況を確認したりしています。</p> <p>・第三者評価の利用者アンケートでは、対面や動画通信アプリでの養親家族の交流、オンラインセミナーなど学びの場があること、新しい知見を得られることなどに満足している意見がありました。</p>	<p>・遠方の養親家庭に対し、その地域の児童相談所などの関係機関との協力関係が良好な場合がありますが、連携が不十分な場合もあり、連携強化が必要だと当院では考えています。</p> <p>・養親家庭支援のため相談体制の効果的な活用に課題を感じています。</p> <p>・自らの出自に関する情報を知りたいと申し出があった場合の対応について、業務方法書に明記がありますが、きめ細かく対応するためには、追加の準備が早急に必要だと捉えています。検討して取り組むことが期待されます。</p>
	<input type="checkbox"/> 養親が必要な時に相談できる支援体制を構築している。				
	<input type="checkbox"/> 養親や養子となった児童に対して自ら支援すると同時に、そのニーズを把握し、気持ちを丁寧に聞きながら、適切な支援機関との協働を行っている。				
	<input type="checkbox"/> 養親や養子となった児童への定期的・継続的な訪問などにより関係性の維持を図りつつ、子どもの発達段階に応じた悩みに対する助言などを行っている。				
	<input type="checkbox"/> 遠隔地の養親及び養子となった児童には、養子縁組成立前から、養親居住地を管轄する児童相談所等の関係機関と養親との関係づくりを行うなど、継続的な支援が行える体制を整えている。				
<input type="checkbox"/> 養子となった児童から自らの出自に関する情報を知りたいとの相談があった場合は、丁寧に相談に応じたうえで、当該児童の年齢等を踏まえ、適切な助言・対応を行っている。					
No.33	III-1-(6)-③ 養子縁組成立後の生みの親への支援が適切に行われている。	a	<p>・実母の心のケアを大切にすることを基本方針としており、全職員で共通認識を図っています。出産前、初回から一貫して実母の意思を尊重し、信頼関係を築きながらアセスメントし、必要な支援を継続的に行えるよう関係機関と連携しています。</p> <p>・実母の回復には、時間と支えが必要であり、喪失体験による悲嘆について話す場があることを伝えています。</p> <p>・養親の元で育っている子どもの1歳の誕生日を、実母と当院で関わりのあった職員とで一緒に祝っています。</p>	<p>・実母が新たな生活をスタートできるよう取り組んでいます。第三者評価の利用者アンケートでは、実母が妊娠から出産後まで当院に親切にしてもらったことや、子どもの成長を聞くことができること、子どもの誕生日を事務長と一緒に祝うことができたなど、当院の丁寧な実母ケアに満足する意見が寄せられています。</p> <p>・4種類のスライドで、性教育に関する内容やこれからの仕事、男女、結婚など人生が続いていくことを実母に寄り添いながら伝えています。実母の家族へのスライドも用意しています。</p> <p>・当院は産婦人科医療機関であり、ビル処方などで実母に来院してもらい近況を聴き、寄り添っています。</p>	
	<input type="checkbox"/> 生みの親に対するアセスメントを行い、支援の必要性及び必要な支援について検討している。				
	<input type="checkbox"/> 生みの親に対し、自ら継続的な心身の支援を行っている。				
	<input type="checkbox"/> 生みの親が生活を立て直すための支援等に関する情報提供や、関係機関へのつなぎを行っている。				
	<input type="checkbox"/> 生みの親に対し、関係機関による支援が提供されるよう、支援体制を構築している。				
<input type="checkbox"/> 生みの親への支援にあたり、養子縁組のあっせん・相談支援の各プロセスにおいて、必要に応じ、連携先の関係機関に所属する専門職の助言を得ている。					

評価項目 / 評価の着眼点		評価ランク	評価の理由	特に評価が高い点	改善が求められる点
No.34	III-2-(1)-① 養子縁組のあっせん・相談支援について標準的な実施方法が文書化され、それに則った養子縁組あっせん・相談支援が実施されている。	a	<p>・業務方法書は2021年度の第三者評価受審時の段階で既に整備されていましたが、その後内容を改訂し、より実践的でそのままマニュアルとしても使える内容になっています。</p> <p>・業務方法書は全職員が参加して改訂作業を進めたため、その内容はスタッフ全員がよく知っている状況です。実親や養親希望者等に対しては、説明会や研修会の際に伝えています。</p>	<p>・業務方法書を読むと、当院の基本的な姿勢が分かりますし、内容が実践的でそのままマニュアルとしても使えるレベルになっています。</p>	
	<input type="checkbox"/> 養子縁組のあっせん・相談支援の標準的な実施方法が、業務方法書として文書化されている。				
	<input type="checkbox"/> 業務方法書には、養子縁組あっせん・相談支援の手順と方法がわかりやすく記載されている。				
	<input type="checkbox"/> 職員や個別事例により支援の質が異なるよう、特に重要な事項については、必要な様式を定めるなど、具体的な業務内容と留意事項が標準化されている。				
	<input type="checkbox"/> 標準的な実施方法について、研修や個別の指導等によって職員に周知徹底するための方策を講じている。				
	<input type="checkbox"/> 業務方法書に則った養子縁組のあっせん・相談支援が実施されている。				
No.35	III-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b	<p>・業務方法書は、第三者評価受審に伴って実施する利用者アンケートにおいて、利用者から頂いた意見を基に見直しをしています。また、週2回実施する職員のミーティングにおいて気付いた点等を話し合い、必要があれば改訂を行うようになっています。</p>		<p>・業務方法書の内容に見直しが必要となった場合の方法について定めたものは見当たりません。この点については皆で話し合って検討し、業務方法書の中に盛り込んでいくとよいでしょう。</p>
	<input type="checkbox"/> 業務方法書の内容は、定期的に検証されている。				
	<input type="checkbox"/> 業務方法書の内容に見直しが必要となった場合の方法が定められている。				
No.36	III-2-(2)-① 養親希望者の適性評価と選定が適切に行われている。	a	<p>・養親希望者の選考は、書類審査、一時面接、家庭訪問、適否審議、審議委員会、二次面接の依頼、二次面接を行い審議を経て養親候補者に登録できる手順で、責任者を含め複数の職員が組織的な検討を行い適切に選定をすることが、業務方法書に明記されています。</p> <p>・面接では、書類に書いてあることも直接話を聞いて養親希望者について理解を深めるよう努めています。ケースによっては、夫婦別々に面接し、抱えていることを聞くこともあります。</p> <p>・面接後の責任者を含む会議で、聞き取りが足りないと判断した場合には、動画通信アプリで面談の機会を設けています。</p>	<p>・子どもの幸せに向けて、適正評価と選定に力を入れています。多職種でケース検討会議を開き、適格性を審議し、審議委員会では、心理や養子縁組の専門的知識を持つ外部の委員に新たに入ってもらいました。</p> <p>・あんしん母と子の産婦人科連絡協議会(あんさん協)で行う二次面接では、役員のほか専門的な知識を持つ第三者を交えて、子どもの最善の利益に基づく縁組であるか検討する仕組みとなっています。</p>	
	<input type="checkbox"/> 養親希望者の適性について、児童を養育する上での強みや課題を総合的に勘案して、様々な観点から評価・判断されている。				
	<input type="checkbox"/> 養子縁組のあっせんに希望する理由や、養子縁組あっせんに申し込むに至った経緯については、特に丁寧な聴き取りを行っている。				
	<input type="checkbox"/> 養親希望者の適性評価を行うために確認すべき内容及び適性評価を組織的に検討・決定する方法が具体的に定められている。				
	<input type="checkbox"/> 養親希望者の適性評価が、定められた様式等に則り、適切な手順により実施されている。				

評価項目 / 評価の着眼点		評価ランク	評価の理由	特に評価が高い点	改善が求められる点
No.37	III-2-(2)-② 養親希望者への情報提供、研修等が適切に行われている。	a	<ul style="list-style-type: none"> ・養親希望者説明会は、一日かけて真実告知の重要性や子どもの傷つき(逆境的小児体験)のことなど、養親希望者の理解が深まるように行っています。養親家族による体験談や質疑応答の時間も設けています。 ・委託決意後、夫婦共に当院での3泊の「教育入院」を行うことを要件としています。おむつ交換など、子どもとの関わり方を習得できるよう実践的なカリキュラムが組まれています。 ・養親希望者の強味・課題をより把握できるよう、今後は研修内容を独立させたり、新たに研修時期を設定することなどを検討しています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自治体から里親認定されていることが養親登録の要件なので、子どもの特性や発達、真実告知の重要性などは受講済みです。そのうえで、当院での研修内容の充実に努めています。 ・「教育入院」の冒頭で、分娩室にてバースセラモニーを行っています。分娩台で初めて子どもと養親が出会います。院長が温かいメッセージを送り、職員は誕生日の歌をうたい新しい家族の門出を皆で祝福しています。 ・第三者評価の利用者アンケートでは、教育入院での沐浴などの実践的な養育トレーニングや、産後のような対応としてアロマテラピーやお祝い膳などに満足する意見がありました。 	
	<input type="checkbox"/> 養親希望者の受講する研修において、養親希望者に対し、児童の特性や発達に関する理解を深めさせている。				
	<input type="checkbox"/> 養親希望者の受講する研修において、養親希望者に対し、真実告知の重要性について理解を促している。				
	<input type="checkbox"/> 養親希望者の受講する研修において、児童への関わり方を実践的に習得できるカリキュラムを作成している。				
No.38	III-2-(3)-① 帳簿への記録が適切に行われ、記録された内容が職員間で共有化されている。	a	<ul style="list-style-type: none"> ・帳簿は電子ファイルと、紙媒体で保存しています。電子媒体では進捗状況を都度更新し、実務者が把握できるようにしています。紙媒体では、実母・子ども・養親の記録をケースごとに一つの箱で管理し施錠しています。 ・帳簿の保管方法や共有についてのルールを業務方法書に記載しています。 ・業務方法書に沿って、子どもが出自を知ることができるよう、子ども、実親、養親、その他の関係者の個人情報に配慮して永年保存として保管しています。 ・電子ファイル導入以前の縁組についても、基本情報を入力してデータ化を進めています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・実務者以外の職員が実母に関わった電子カルテの情報も、電子ファイルにスキャンし、大切な資料として保存するよう努めています。 	
	<input type="checkbox"/> 規則第7条第1項に規定する記載事項を記載した帳簿を備えつけている。※法定事項				
	<input type="checkbox"/> 帳簿は養子縁組あっせんのケースごとにファイリングされている。				
	<input type="checkbox"/> 帳簿の記載内容や表現は適切である。				
	<input type="checkbox"/> 養子縁組のあっせん・相談支援に必要な情報が、職員間で共有されている。				
	<input type="checkbox"/> 児童、生みの親、養親希望者等に関する情報収集、保管、使用に関するルールを業務方法書に定めている。				
No.39	III-2-(3)-② 帳簿の永続的な保管体制が確立されている。	b	<ul style="list-style-type: none"> ・多額の資金を投入し、県の助成金も合わせて帳簿データをサーバー内に永続的に保管しています。紙媒体でも施錠して保管しています。 ・記録については、法律に則り県と国に報告しており、実母や実父、養親希望者に伝えていきます。事業取り消し又は事業廃止時の帳簿の引継ぎの可能性について、業務方法書に明記されていますが、十分な説明はできていないようです。 	<ul style="list-style-type: none"> ・業務方法書に記載してある、事業取り消し又は事業廃止時には、帳簿を県に引き継ぐことを、実母や実父、養親希望者に事前に伝えて理解を求めることが望まれます。 ・電子ファイルと紙媒体で適切に保管していますが、不慮の災害への十分な対策として、帳簿の保管先を増やすことを検討するとよいでしょう。 ・責任を持って管理していますが、年々増え続けるデータの一元化が必須であり、国での管理を願っています。 	
	<input type="checkbox"/> 不慮の災害等による帳簿の滅失防止のために、十分な対策がとられている。				
	<input type="checkbox"/> 記録の保管及び事業許可取消し時又は事業廃止時の引継ぎの可能性について、養親希望者及び生みの親に対して事前に説明し、理解を求めている。				

評価項目 / 評価の着眼点		評価ランク	評価の理由	特に評価が高い点	改善が求められる点
No.40 III-2-(3)-③ 帳簿に記載された情報の取扱いが適切に行われている。		a	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもが生まれた経緯をたどるための同意書にて、実母に説明し同意を得ています。今後は、項目を見直した新様式「情報提供の同意・希望」に移行します。 ・個人情報の取り扱いについて、今年度一部改正した「特別養子縁組部門 ケース記録等の保管に関する規定」を定めています。ケース記録利用資格者の遵守事項を明記し、違反した場合の罰則は院長が別に定めています。 ・法律制定以前のあっせん事業では、実母の同意が明確ではなく、今後訪れるであろう子どもへの対応が懸念事項であると認識しています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の取り扱いに留意し、審議委員会の書類には全て番号を付けて回収し、毎回個人情報保護の誓約書を交わしています。 	
<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> □ 児童の求めに応じ、帳簿の一定の情報を民間あっせん機関等から児童に対して提供する可能性があることを、生みの親に対してあっせんの段階で説明し、その意向を十分確認するとともに、あらかじめ同意を得ている。 				
<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> □ 養子縁組のあっせん・相談支援の記録について、プライバシー保護の観点から、関係者の情報管理を徹底している。 				
<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> □ 個人情報の取扱いについて定めた文書がある。 □ 職員が個人情報保護規程等を理解し、遵守している。 				
No.41 III-2-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知している。		b	<ul style="list-style-type: none"> ・今年度、「特別養子縁組事業の苦情解決に関する規定」を整備し施行しています。同規定では、苦情解決責任者や受付担当者、第三者委員の設置、苦情受付から解決までの流れ等を取り決めています。 ・ホームページに苦情・相談窓口について記載し、電話および電子メールでの連絡先を明記しています。 		<ul style="list-style-type: none"> ・苦情解決の仕組みについては、実親や養親希望者等に対する十分な説明がなされていないようです。説明会等で周知するとよいでしょう。 ・ホームページでは苦情等の連絡先は明記していますが、受け付けと解決の仕組み(流れ)についての説明はありません。仕組みを図解するなどして掲載すると一層信頼感が高まるものと思われる。
<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> □ 苦情解決に関する体制及び流れについて定めた文書がある。 □ 苦情解決体制について、文書や掲示により、その仕組みを分かりやすく周知している。 				
No.42 III-2-(4)-② 児童や生みの親、養親希望者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、周知している。		b	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページに相談窓口の電話番号と電子メールのアドレスを掲載していますが、「思いがけない妊娠に悩んでいる方へ」および「養親を希望している方へ」という小見出しがあるため、ここに連絡してよいのか迷う人がいるかもしれません。 ・実親や養親希望者等には事務長の携帯電話番号を伝えているほか、特別養子縁組を扱う医療連携室の公式のビジネスチャットのアカウントを伝え、いつでも気軽に連絡できるようにしています。スタッフ個人の携帯やビジネスチャットに連絡がくるケースもあるようですが、職員はその長所も理解した上で公式連絡先と使い分けているようです。 		<ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口や公式チャット等に入ってきた意見・要望等がどのように扱われ、どのようにスタッフ間で共有するのか(または、されないのか)、どのように処理し事業に反映されるのか、といった仕組みについては実親や養親希望者等によく説明はされていないように見受けられます。説明会等で伝えるとよいでしょう。 ・苦情・相談窓口は、「当院の人には言いにくい」という人のため、自治体や公共機関の担当課等の連絡先もあわせて掲載しておくとも一層よいでしょう。
<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> □ 児童、生みの親、養親及び養親希望者が意見を述べやすく、相談しやすい体制が確保されている。 				
<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> □ 相談体制について、児童、生みの親、養親及び養親希望者に周知している。 □ アンケートの実施やイベント開催による交流等、意見を積極的に把握する機会をつくっている。 				

評価項目 / 評価の着眼点		評価ランク	評価の理由	特に評価が高い点	改善が求められる点
No.43	III-2-(4)-③ 児童や生みの親、養親及び養親希望者からの相談や意見、苦情等に対して、適切な対応をしている。	b	<p>・「特別養子縁組事業の苦情解決に関する規定」を整備していて、相談や意見等についてもこのマニュアルの内容を準用して対応しているようです。</p> <p>・受け付けた相談・意見・苦情等は、週2回のミーティングで共有し、受付者が一人で抱え込むことなくチームとして解決を図っていきます。</p> <p>・今回の第三者評価受審に伴って実施した利用者アンケート(自由記述式)の結果に基づき、気になる意見にはすぐに対応を図ったとのことでした。</p>		<p>・マニュアルでは公式の相談・苦情窓口から受け付けた案件については規定していますが、職員個々の連絡手段を通して受け付けた案件についてどのように対応するかまでは示されていません。今後は、この点についても対応手順について取り決めてマニュアルに落とし込み、実親や養親希望者等に周知していくとよいように思われます。</p>
	<input type="checkbox"/> 相談や意見、苦情等を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めた対応マニュアルを整備している。				
	<input type="checkbox"/> 相談や意見、苦情等について、組織的かつ迅速に対応している。				
	<input type="checkbox"/> 相談や意見、苦情等にもとづき、養子縁組のあっせん・相談支援の質の向上に関わる取組が行われている。				
	<input type="checkbox"/> 児童や生みの親、養親、養親希望者からの要望に応えられない場合には、その理由を丁寧に説明している。				
No.44	III-2-(5)-① 安心・安全な養子縁組のあっせん・相談支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b	<p>・今年度に「特別養子縁組事業の事故対応マニュアル」を整備し施行しています。同マニュアルでは、事故等発生時の基本姿勢を規定しているほか、不適切養育が起こったケースや実親からの同意の撤回のケース、養親希望者からの同意の撤回のケースなどへの対応が示されています。</p>		<p>・事故対応マニュアルを基にした全職員による勉強会はまだ行われていないようです。今後の実施を期待します。</p> <p>・マニュアルを見る限りでは、具体的な行動に移せるレベルにはなっていないように見受けられます。今後さらに内容を充実させていく必要があるように思われます。また、取り上げるケースも増やしていくとよいでしょう。</p>
	<input type="checkbox"/> 養子縁組のあっせん・相談支援の過程で起こり得る緊急事態を想定し、事故対応マニュアルを作成して職員に周知するなど、リスクマネジメント体制を構築している。				
	<input type="checkbox"/> 緊急時における関係機関との連絡・協力体制をあらかじめ構築している。				